

## 庁内情報テレワークシステムの構築について

### 1 庁内情報テレワークシステム導入の目的

- (1) パンデミックや震災発生時の区のBCP確保
  - ・職員が出勤出来ない状況下でも、効率的に業務継続を行える仕組みを確保する。
- (2) 働き方改革の推進
  - ・仕事と育児・介護等の両立だけでなく、移動時間の効率化や仕事・生活における時間を有効活用する。

### 2 在宅勤務における区の課題とテレワーク導入の効果

#### (1) 課題

- 新型コロナウイルス緊急事態宣言以降、区においても在宅勤務を実施しているが、現在の在宅勤務は区の情報システムを使用できない環境で実施しているため、実施できる業務の範囲が狭く、実施方法も限定的である。
- 決裁権者がコロナ陽性患者の濃厚接触者になる等、感染が疑われて自宅待機せざるを得ない事態となった場合、外部から区のシステムにアクセス出来ないため、決裁待ちが発生し、区的意思決定に停滞が生ずる可能性がある。

#### (2) 導入の効果

- 職員等が本来の職場から離れていても職場と同様に庁内情報システムのデータを活用した決裁システムによって即時の意思決定を行うことが出来るようになると共に、チャットやWeb会議を通じて意思疎通や情報共有を行うことにより、タイムラグ無く業務を行うことが可能となる。
- 働き方改革として、妊娠や育児、介護等の制約のある職員の仕事との両立や、その他けが等で通勤が困難な職員においても自宅等で業務を継続することが可能となるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現が期待できる。

### 3 現在検討中の庁内情報テレワークシステムの内容

令和2年5月補正で議決を得て導入予定であったが、その後の検討に時間を要し、今年度中の構築が見込めなくなったことから、令和2年5月補正の内容については令和3年2月の補正により皆減した。今後、下記の内容で改めて補正予算を計上する。

#### (1) 段階的導入

庁内情報テレワークシステムについては回線費用などの経常経費が必要なことから、活用状況を勘案しながらの段階的導入を図ることとし、導入から令和3年度末まではJ-LIS（地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。））が提供する実証実験システムを利用し、特別職、管理職等を中心として50台のパソコンでテレワークを実施する。

## （2） 庁内情報テレワークシステムの内容

職員の自宅等において、下記を利用した在宅勤務を行うためのシステム構築を行う。

- ・ 内部事務管理システム（文書管理、財務会計、庶務事務、電子決裁）へのアクセス
- ・ グループウェア（メール、キャビネット、スケジュール管理など）へのアクセス
- ・ ファイルサーバーへのアクセス
- ・ ビジネスチャットの利用によるリアルタイムのコミュニケーション
- ・ Web会議システムを活用した、自宅から庁内会議等へのリアルタイムの参加

## （3） J-LISの実証実験終了後の考え方

実証実験終了後の対応についてJ-LISは未定としているが、区は令和4年度以降も継続運用する考えであることから、実証実験終了をもってJ-LISがテレワークシステムの提供を終了する場合は、区で同様のサービスを提供する事業者と別途契約するための費用を令和4年度予算に計上し、テレワークの仕組みを継続していく。

テレワークに活用するパソコンの台数については、令和3年度中の実施状況を勘案し、令和4年度予算に反映する。

## 4 庁内情報テレワークシステム導入に関するこれまでの経緯

### （1） 令和2年5月1日 臨時会

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を踏まえた補正予算計上、議決。

- ・ 庁内情報テレワークシステムは、出来るだけ短期間で構築するため、区の契約しているデータセンター上に中野区専用の環境を構築し、運用を同データセンター事業者へ委託する想定としていた。

（なお、この段階でデータセンター事業者が日本電子計算であり、データセンターがJip-Baseであるという報告は行っていなかった。）

### （2） 令和2年7月29日 閉会中の総務委員会

「新型コロナウイルス感染症に係る医療・生活・経済支援対策事業の取組及び今後の財政運営の方向性について」の報告において、開始時期を12月までにとした。

### （3） 令和2年9月1日 閉会中の総務委員会

「新型コロナウイルス感染症に係る医療・生活・経済支援対策事業の今後の取組について」の報告で開始時期を11月下旬からとした。

### （4） システム構築の遅延（令和2年10月頃まで）

①世界的なPCの供給不足によるパソコン調達が遅延したことにより、スケジュールの遅延が発生した。

②当初構築委託を予定していたデータセンター事業者との和解が成立していないことから、当該事業者への新規委託を取りやめ、他の事業者の提供するサービス利用によるテレワークの導入へと構築方法の変更を図ったことにより、スケジュールに影響もあった。

(②について、委員会の説明では言及しておらず、令和3年第1回定例会の一般質問の答弁の形で説明を行った)

(5) J-LISの実証実験参加

10月23日、東京都を通じてJ-LISがテレワークシステム実証実験参加団体を募集するという通知があり、参加費用が無料なことに加え、機能面、セキュリティ面においても高度な水準が確保されるものであったため、同時利用台数200台で応募し、11月27日に140台で採択された。

(なお、第3回定例会終了後であったため、応募の段階では議会報告を行っていない。)

(6) 11月17日総務委員会報告

閉会中の総務委員会で、構築スケジュールや構築方法、パソコンの調達台数の50台から200台への見直し及びJ-LIS実証実験への参加を前提としたシステム運用の考え方について報告した。

(この委員会で、議会から予算流用と構築内容変更、及び実証実験参加について議会への報告が無かったことについて指摘を受けている。)

(7) 第4回定例会

11月17日の議会の議論を踏まえ、庁内情報テレワークの運用に向けた考え方について、利用対象者、利用業務、テレワーク時の勤務の扱い、整備に係る費用等について報告した。また、パソコンの調達台数を50台とした。

(8) 令和3年1月22日

第4回定例会での議会からの「検討過程を明らかにすること」「J-LISについての説明を求める」というご指摘を踏まえ、閉会中の委員会での報告を予定していたが、当日の審査終了までに報告に至らなかった。

(9) 令和3年2月第10号補正での減額(皆減)

年度内に執行することが望めなくなったため、令和3年1月26日に令和2年度中に構築するスケジュールを見直し、第10号補正で全額減額補正を行った。なお、令和3年1月25日に令和3年度予算の金額を確定していたことから、令和3年度予算についてはこの時点で予算計上していたランニングコストの減額をしない形で扱うこととした。

(10) 令和3年予算特別委員会総務分科会

テレワークシステムの構築経費については第10号補正で皆減としたが、令和3年度当初予算編成時には令和2年度中の構築を目指していたことから、令和3年度当初予算中にテレワークシステムのランニングコストが含まれているのではないかとの指摘があった。そのことを含め、全般のやり取りについて全委員が共通理解したうえで、議論する必要があることから、その扱いについての議論をするため、全体会の開催に至った。

(令和3年度予算に、テレワークシステムに関するランニングコストが含まれていることの説明を行っていなかった。)

※2款企画費、4項情報システム費、4目情報基盤費 事務事業1情報基盤

(1) 情報基盤に以下の費用が含まれている。

機器賃借料、保守委託：テレワーク用PCのリース料 11,740千円

回線使用料等：データセンターの使用料 1,522千円

(11) 令和3年3月9日 予算特別委員会全体会

(10)に記載した内容について、経緯を説明する資料を提出の上、質疑を行った。

#### 4 今後の予定

令和4年度以降については、J-LISが提供する実証実験システムの今後の展開や、働き方改革についての議論の推移等を基に導入規模を検討し、令和4年度に予算計上を行う。

(参考)

## J-LIS (地方公共団体情報システム機構)

地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的に設立された。

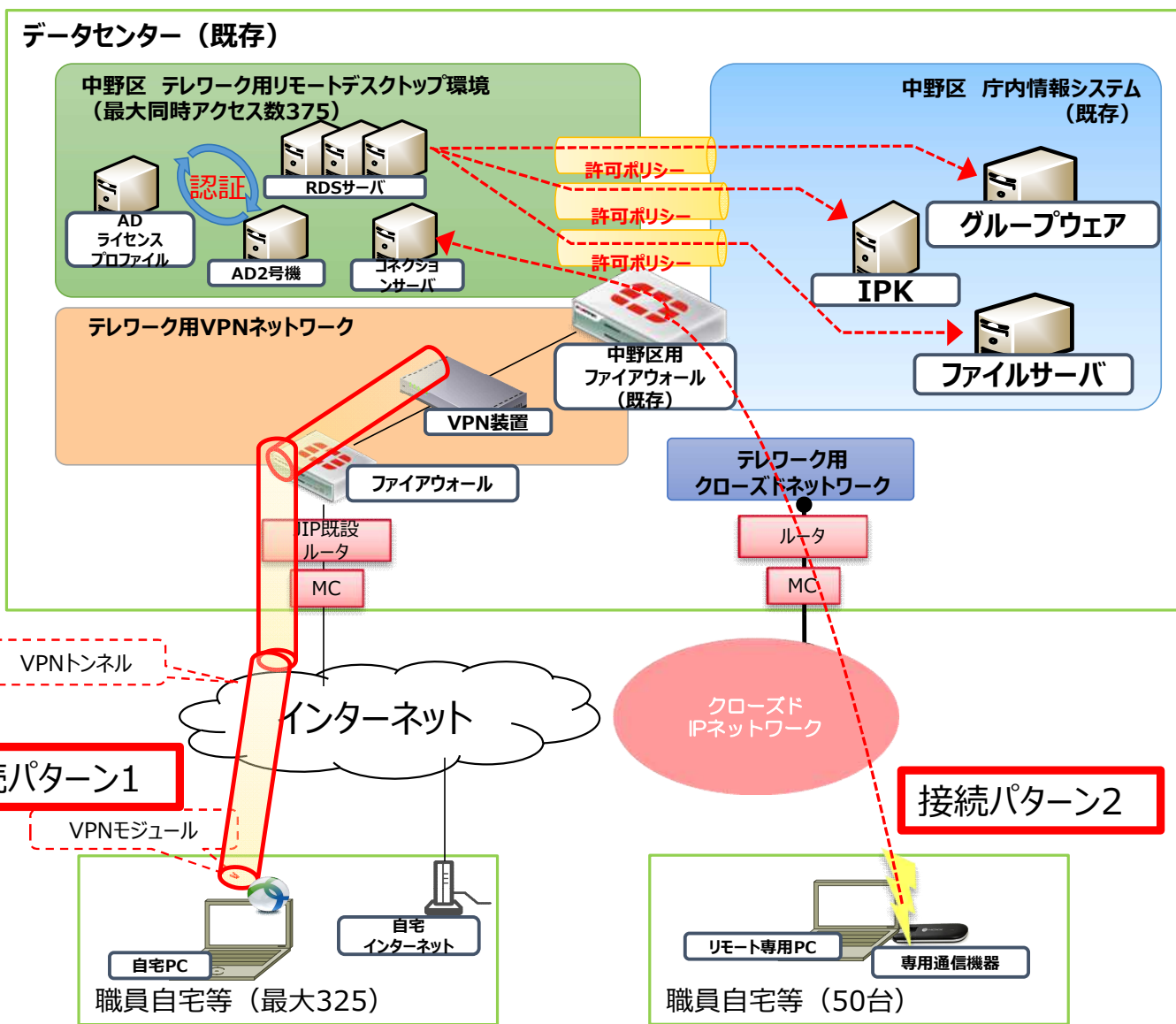
前身は、住民基本台帳ネットワークを運営していた、財団法人地方自治情報センター(LASDEC)。

設立 平成26年4月1日

根拠法 地方公共団体情報システム機構法

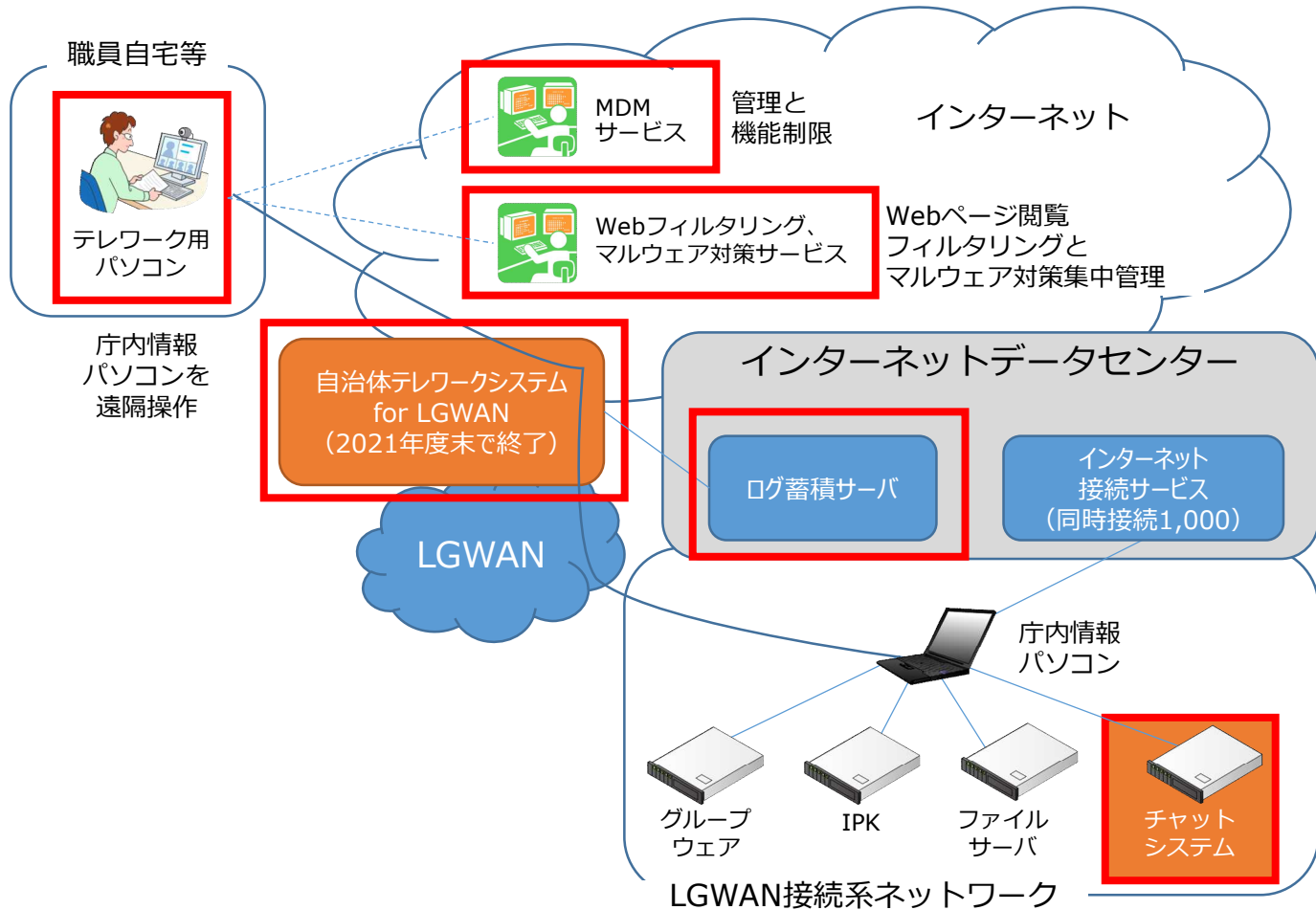
主な事業

- ・住民基本台帳ネットワークの運営
- ・マイナンバーカード等の発行
- ・公的個人認証サービスの運営
- ・LGWANの運営
- ・自治体中間サーバー・プラットフォームの運営
- ・教育研修
- ・自治体の情報化に関する支援



## ポイント

- 職員は、自宅等の私用パソコン及びインターネット回線からのVPN経由（接続パターン1）、または、区から貸し出すリモート専用パソコン及びクローズドIPネットワーク接続専用通信機器経由（接続パターン2）にて、**テレワーク用リモートデスクトップ環境に接続する**
- 庁内情報システム内のファイルの編集には、テレワーク用リモートデスクトップ環境にインストールされているオフィスソフトを使用する（PCへのオフィスソフトのインストールは不要）



### ポイント

- ・テレワーク用パソコンは、インターネットから、自治体テレワークシステム for LGWANを介して、庁内情報パソコンをリモート操作する
- ・「自治体テレワークシステム for LGWAN」は、J-LISとIPAによる実験プロジェクトで、利用は無償だが、2021年度末で終了予定
- ・自治体テレワークシステム for LGWANへの接続ログは、ログ蓄積サーバに転送して保管する
- ・チャットシステムを導入し、テレワーク中の職員を含めた職員間のリアルタイム通信を円滑化する